

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)		
0101.10	000	- 純粋種の繁殖用のもの		NO
0101.90	000	- その他のもの		NO
01.02		牛(生きているものに限る。)		
0102.10	000	- 純粋種の繁殖用のもの		NO
0102.90	000	- その他のもの		NO
01.03		豚(生きているものに限る。)		
0103.10	000	- 純粋種の繁殖用のもの		NO
		- その他のもの		
0103.91	000	- - 1頭の重量が50キログラム未満のもの		NO
0103.92	000	- - 1頭の重量が50キログラム以上のもの		NO
01.04		羊及びやぎ(生きているものに限る。)		
0104.10	000	- 羊		NO
0104.20	000	- やぎ		NO
01.05		家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)		
		- 1羽の重量が185グラム以下のもの		
0105.11	000	- - 鶏(ガルルス・ドメスティクス)		NO
0105.12	000	- - 七面鳥		NO
0105.19	000	- - その他のもの		NO
		- その他のもの		
0105.94	000	- - 鶏(ガルルス・ドメスティクス)		NO
0105.99	000	- - その他のもの		NO
01.06		その他の動物(生きているものに限る。)		
		- 哺乳類		
0106.11	000	- - 霊長類		NO
0106.12	000	- - くじら目及び海牛目		NO
0106.19	000	- - その他のもの		NO
0106.20	000	- 爬虫類		NO
		- 鳥類		
0106.31	000	- - 猛禽類		NO
0106.32	000	- - おうむ目		NO
0106.39	000	- - その他のもの		NO
0106.90	000	- その他のもの		NO